に 公布する。 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここ

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第六十一号

規則第六十九号) 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則 附属機関の委員等の \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 報酬額及び費用弁償額に関する規則 (昭和三十一年十一月奈良県 \mathcal{O} 部を改正する規則

県立社会体育施設ネ

-ミング

適展開支援事業補助金選定審査会

に、

 \mathbf{v}

n

g

S

С

i

е

n

С

e 最

を

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則	文化財保存活用認定会議の委員 文化財保護審議会の委員	議会の委員 工業製品等の知的財産に関する協 に、	価委員会の委員 に、産業振興総合センター研究開発評 に、	ツ選定審査会の委員 の
行する。	上 に改める。	文化財保護審議会の委員	二業製品等の知的財産に関する協 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の委員